

母子生活支援施設

別府厚生館案内



厚生館の沿革

昭和20年11月	恩給財団法人援護会大分県支部は別府厚生館を設立するため、別府市不老町2165の1番地所在の木造瓦葺2階建て142坪（1階94坪、2階48坪）の建物を買収。
昭和21年4月	母子寮並びに保育事業を開始。
昭和22年6月	生活保護法による母子保護施設の認可を受ける。
昭和23年6月	児童福祉法による母子寮の認可を受ける。
昭和26年2月	経営主体は大分県社会福祉事業会となる。
昭和27年6月	経営主体が社会福祉法人大分県福祉会となる。
昭和31年12月	別府市立田町に木造平屋建て2棟（南寮9室、西寮3室・及び母子寮）竣工。
昭和35年4月	定員20世帯となる。
昭和47年9月	定員17世帯の変更認可。
昭和58年2月	新築竣工、竣工式挙行。
昭和58年3月	定員20世帯の変更認可。
昭和62年3月	園庭・防護網工事、自転車置場を増設、煉瓦花壇設営。
平成5年6月	全室クーラー設置。
平成6年7月	非常階段の塗装直し。（以後は3年毎に）
平成8年4月	50周年記念式典。
平成9年4月	母子生活支援施設・別府厚生館となる。
平成10年3月	シャワー室取替工事。
平成11年3月	外壁、廊下、玄関等塗り替え工事。
平成14年1月	防犯カメラ設置。
平成14年9月	大分県福祉会50周年記念式典。
平成20年10月	全室湯沸し器設置。
平成22年3月	園庭固定遊具撤去・設置工事。
平成22年12月	館内浴室 エコ給湯・システムバス設置工事
平成25年1月	館内内線機器取替工事

施設の概要

設置経営主体 社会福祉法人大分県福祉会 法人代表（会長）有松 一郎
 設置年月日 昭和21年4月1日
 収容人員 20世帯
 敷地面積 1,086.57 m²
 建物 鉄筋コンクリート造り4階建、延床面積 1,053.73 m²

全室南向き

設備

居室 20室 2階（202～207）〔6室〕
 3階（301～307）〔7室〕
 4階（401～407）〔7室〕
 集会・学習室 1室
 保育室 1室
 宿直室 1室 1階
 調理室 1室
 浴場 近隣の共同浴場（有料）を使用、屋外シャワー室設置
 館内家族風呂・1室設置（エコ給湯・システムバス）
 事務室・宿直室（夜間管理室）・倉庫・屋外運動場

居室の間取り（204号室・203号室）

※冷暖房完備

バルコニー	和室(6畳)		和室(4.5畳)		台所	流し・コンロ	廊下
	板間(1畳)	押入(1畳)	押入(半畳)	洗面所 トイレ			
バルコニー	和室(6畳)		和室(4.5畳)		台所	流し・コンロ	廊下
	板間(1畳)	押入(1畳)	押入(半畳)	洗面所 トイレ			

私用電話は館内（1階）の公衆電話（硬貨のみ使用可・テレホンカード不可）

- ・JR 別府駅、東別府駅下車、ともに徒歩15分
- ・バス なかよし公園前バス停下車、徒歩10分
- ・車 国道10号線入り永石通り上がる合沢米屋前左折、蓮田橋手前左折

〒874-0939 別府市立田町3番32号
 TEL (0977) 22 - 0418
 FAX (0977) 25 - 9211

母子生活支援施設の倫理要綱

母子生活支援施設は、母と子の権利擁護と生活の拠点として、子どもを育み、子どもが育つことを保障し、安定した生活の営みを支えます。
そのために母子生活支援施設は、母と子の主体性を尊重した自立への歩みを支えるとともに、常に職員の研鑽と資質向上に励み、公正で公平な施設運営を心がけ、母と子および地域社会から信頼される施設として支援を行うことをめざします。

1. 基本理念

母子生活支援施設は、母と子の尊厳を擁護します。

2. パートナーシップ

母子生活支援施設は、母と子の願いや要望を受け止め、安心・安全な環境の中で、母と子の生活課題への取り組みを支援し、安定した生活の営みを形成することをめざします。

3. 自立支援

母子生活支援施設は、母と子の自立に向けた考えを尊重し、その歩みをともにしながら、母と子を支えることをめざします。

4. 人権侵害防止

母子生活支援施設は、法令を遵守し、母と子への人権侵害を許しません。

5. 運営・資質の向上

母子生活支援施設は、母と子への最適な支援と、よりよい施設運営をめざすとともに、自己点検をはかり、職員自身も自らを見つめ直し、専門性の向上に努めます。

6. アフターケア

母子生活支援施設は、母と子の退所後も、地域での生活の営みを見守り、関わりを持ち、生活を支えることをめざします。

7. 地域協働

母子生活支援施設は、関係機関や団体とネットワークを形成し、母と子・ひとり親家庭とともに歩み、住みよい地域社会づくりを進めることをめざします。

母子生活支援施設に入所するには？

次のかたがたにご相談ください

あなたの居住する地域

- 市町村役場の児童福祉課
- 県・市の福祉事務所
- 民生児童委員

母子生活支援施設 **別府厚生館**

子ども達の生活

◎幼児は近くの保育所へ通所しています。

病児(伝染性のある病気は除く)、保育所待機児については館内保育を行っています。

◎学童(小・中・高校生)は、それぞれの学校へ通学し、帰宅後は集会室で勉強したり、庭で遊んだりしています。また、学校の長期休暇期間(春・夏・冬休み)は、生活日課を作成し過ごしています。



お母さん方は

◎安全で安心した生活を送りながら、子育てと仕事を両立させ生活しています。また、厚生館の行事や地域の活動へ積極的に参加し、さまざまな人との交流や親睦を深め、自立に向けて子どもと共に頑張っています。



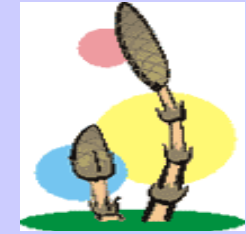
親睦・交流を図る活動

◎各世帯の相互親睦を図る活動として「親子レクリエーション」、「親睦忘年会」等を行っています。
地域の方々との親睦、交流を図る活動として、「よろしくの会」、「夏祭り」、「三世代対抗ゲートボール大会」等を行っています。
また、地域の「清掃活動」、「運動会」、「餅つき大会」等にも参加しています。

主な年間行事

春

- 3月 ひな祭り
春の親子レクリエーション
ふれあい連絡会
- 4月 よろしくの会
- 5月 児童定期健康診断



- 6月 子どもレクリエーション
- 7月 ふれあい連絡会
- 8月 夏祭り・厚生館キャンプ

夏



- 9月 親子レクリエーション
- 10月 三世代ゲートボール大会
- 11月 母親定期健康診断

秋



冬

- 12月 厚生館忘年会
児童定期健康診断
- 1月 鏡開き
- 2月 節分

